

第78号議案

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

品川区長 濱 野 健

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27
年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「922,000円」を「923,000円」に、「788,0
00円」を「789,000円」に、「652,000円」を「653,000
円」に、「627,000円」を「628,000円」に、「605,000円」
を「606,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

（説明）議員報酬の額を改定する必要がある。